

健康保険 被保険者報酬月額変更届

届書コード 221	処理区分 ※														
事業所整理記号															
健康保険被保険者証の番号		被保険者の氏名			生年月日		種別		従前の標準報酬月額			従前の改定月・原因			
報酬月額															
算定基礎月の報酬支払基礎日数		通貨によるもの額		現物によるもの額		合計		3カ月の総計		改定年月		備考 遡及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月			
								平均額		修正平均額					
								※決定後の標準報酬月額							
A		ア		イ		ウ		エ		健康 千円		厚 千円		年 月	
		月 日		円		円		円		円		年 月		年 月	
ク		月 日		円		円		円		円		円			
ク		月 日		円		円		円		円		円			
B		ア		イ		ウ		エ		健康 千円		厚 千円		年 月	
		月 日		円		円		円		円		年 月		年 月	
ク		月 日		円		円		円		円		円			
ク		月 日		円		円		円		円		円			
C		ア		イ		ウ		エ		健康 千円		厚 千円		年 月	
		月 日		円		円		円		円		年 月		年 月	
ク		月 日		円		円		円		円		円			
ク		月 日		円		円		円		円		円			
D		ア		イ		ウ		エ		健康 千円		厚 千円		年 月	
		月 日		円		円		円		円		年 月		年 月	
ク		月 日		円		円		円		円		円			
ク		月 日		円		円		円		円		円			

社会保険労務士記載欄

年 月 日 提出

受付日付印

事業所所在地	〒	-
事業所名称		
事業主氏名		
電話	() 局	番

※印欄は、記入しないでください。
 ◎記入方法並びに印字されている数字の説明が3枚目の裏面にありますので、よく読んで記入してください。

この届書は、標準報酬月額の変更を行う事由の発生後すみやかに提出してください。

【元号・被保険者種別の説明】

元号 1：明治 3：大正 5：昭和 7：平成

被保険者種別

- 1：坑内員以外の男子 2：女子 3：坑内員
5：厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子
6：厚生年金基金の加入員である女子
7：厚生年金基金の加入員である坑内員

【記入の方法】

1. 改定年月日前に被保険者の資格を喪失している者については記入しないこと。
2. ㊦欄には、報酬のうち、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与其他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けたすべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入すること。
3. ㊧欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入すること。
4. ㊨欄には、㊧欄の額を3で除して得た額を、記入すること。
5. ㊩欄の「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇（降）給差の月額」には昇（降）給により増（減）額された額の月額を、「昇（降）給月」には昇（降）給又は遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入すること。
6. 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は要しないものであること。

「月額変更届に添付する書類」

◆2 等級以上上がる場合

→添付書類不要

◆2 等級以上下がる場合

●役員の場合

→報酬が変更されたことのわかる議事録の写し

●一般従業員の場合

→賃金台帳の写し（固定的賃金の変動のあった月の前の月から、改定月の前の月の分まで、合計4カ月分）

◆5 等級以上下がる場合または60日以上遡る場合

●役員の場合

1.報酬が変更されたことのわかる議事録の写し

2.賃金台帳の写し（固定的賃金の変動のあった月の前の月から、改定月の前の月の分まで、合計4カ月分）

●一般従業員の場合

1.賃金台帳の写し（固定的賃金の変動のあった月の前の月から、改定月の前の月の分まで、合計4カ月分）

2.出勤簿の写し（固定的賃金の変動のあった月から、改定月の前の月の分まで、合計3カ月分）